

◎新潟県告示第703号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成29年6月2日

新潟県知事 米 山 隆 一

名 称	所 在 地	変 更 事 項	旧	新	変 更 年 月 日
新潟県厚生連小千谷総合病院 岩沢診療所	小千谷市大字岩沢1003	名称変更	新潟県厚生連魚沼病院 岩沢診療所	新潟県厚生連小千谷総合病院 岩沢診療所	平成29年4月1日
小千谷訪問看護ステーションひまわり	小千谷市大字平沢新田111番地	名称変更	訪問看護ステーションうおぬま	小千谷訪問看護ステーションひまわり	平成29年4月1日
小千谷訪問看護ステーションひまわり	小千谷市大字平沢新田111番地	住所変更	小千谷市城内4丁目1番55号	小千谷市大字平沢新田111番地	平成29年4月1日